

神奈川県議会議員県政調査実施要領及び同細目の一部改正について（案）

1 概要

神奈川県議会議員県政調査実施要領（以下「実施要領」という。）では、県政調査の調査経費として「旅費」、「借上げ車両代」及び「国外調査における通訳料」が規定されているが、実際の県政調査では、「視察料」や「資料代」、「入場料」を求められるケースが多く、これまで、これらの経費は別途調査経費として支出する運用を行ってきた。

そこで、調査の実態に即したものとするため、実施要領の「2 調査計画（1）ア」について、「視察料」、「資料代」及び「入場料」を追加で明記する改正などを行うとともに、神奈川県議会議員県政調査実施要領細目（以下「要領細目」という。）について、実施要領で認められている6つの調査経費の内容について、新たに追加する。

2 改正案

（実施要領）

改正案	現行										
<p>2 調査計画</p> <p>(1) 県政調査を実施しようとする議員は、次の基準に合致した調査計画を立案し、所属する会派の団長へ提出するものとする。</p> <p>ア 調査経費は、議員1人当たり100万円以内とする。</p> <p>イ 調査経費は、<u>旅費、借上げ車両代、国外調査における通訳料、視察料、資料代及び入場料とする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>県政調査計画書（様式1）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">6 経費の概算額</td> <td style="width: 50%;">(削除)</td> </tr> </table>	6 経費の概算額	(削除)	<p>2 調査計画</p> <p>(1) 県政調査を実施しようとする議員は、次の基準に合致した調査計画を立案し、所属する会派の団長へ提出するものとする。</p> <p>ア 調査経費は、議員1人当たり100万円以内とし、<u>旅費、借上げ車両代及び国外調査における通訳料とする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>県政調査計画書（様式1）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">6 経費の概算額</td> <td style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 議員旅費</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>② 通訳料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 車借上料</td> <td>円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	6 経費の概算額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 議員旅費</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>② 通訳料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 車借上料</td> <td>円</td> </tr> </table>	① 議員旅費	円	② 通訳料	円	③ 車借上料	円
6 経費の概算額	(削除)										
6 経費の概算額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 議員旅費</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td>② 通訳料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>③ 車借上料</td> <td>円</td> </tr> </table>	① 議員旅費	円	② 通訳料	円	③ 車借上料	円				
① 議員旅費	円										
② 通訳料	円										
③ 車借上料	円										

（要領細目）

改正案	現行														
<p>4 調査経費</p> <p>要領2（1）イに規定する調査経費の内容は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>調査経費の種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費</td> <td>調査に要する旅費</td> </tr> <tr> <td>借上げ車両代</td> <td>調査に要する車両の借上料</td> </tr> <tr> <td>国外調査における通訳料</td> <td>国外調査において、通訳に要する費用</td> </tr> <tr> <td>視察料</td> <td>調査の相手方における調査の受入れに要する費用</td> </tr> <tr> <td>資料代</td> <td>調査に要する資料代、テキスト代</td> </tr> <tr> <td>入場料</td> <td>調査に係る施設の入場料、観覧料</td> </tr> </tbody> </table>	調査経費の種類	内容	旅費	調査に要する旅費	借上げ車両代	調査に要する車両の借上料	国外調査における通訳料	国外調査において、通訳に要する費用	視察料	調査の相手方における調査の受入れに要する費用	資料代	調査に要する資料代、テキスト代	入場料	調査に係る施設の入場料、観覧料	<p>(新規)</p>
調査経費の種類	内容														
旅費	調査に要する旅費														
借上げ車両代	調査に要する車両の借上料														
国外調査における通訳料	国外調査において、通訳に要する費用														
視察料	調査の相手方における調査の受入れに要する費用														
資料代	調査に要する資料代、テキスト代														
入場料	調査に係る施設の入場料、観覧料														

3 施行期日

議長決裁日より施行する。